

2019年7月26日  
関西エアポート株式会社

## 関西国際空港内浄化センターにおける不適切な行為について

この度、関西エアポート株式会社が運営する関西国際空港内の浄化センター<sup>\*1</sup>において、不適切な行為が行われていた事案を確認しましたので、下記のとおり、ご報告いたします。また、本件に関しまして、7月5日付けで、大阪府より警告書による行政指導を受けましたので、併せてご報告いたします。  
地域の皆様をはじめ、関係者の皆様にご迷惑・ご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。この度の行政指導を受けるに至った事態を重く受け止め、再発防止を徹底してまいります。

### 記

#### 1. 事実関係

浄化センターにおける不適切な行為として確認した事実関係は以下(1)から(4)のとおりです。

- (1) 自主水質管理基準<sup>\*2</sup>を超える中水<sup>\*3</sup>の放流と、処理水<sup>\*4</sup>及び中水の地下浸透行為  
以下の期間、浄化センターにおける汚水の処理不調により、自主水質管理基準を逸脱する恐れが生じたことから、海域への放流を停止していたが、一定の項目に関して自主水質管理基準を超過していた中水を、浄化センター前の修景池へ継続して給水していた。それらの中水は、修景池の構造上、池の壁面から越流した後、雨水排水側溝に流れ、最終的に雨水専用排水口から海域へ放流した。  
また、一部の処理水や中水を浄化センター敷地内の地面に散布し、浸透させた他、中水を植栽に散布し、浸透させていた。  
さらに、隣接する給油センター内の消防水槽に中水を給水し、水槽から越流した水を周囲の芝生帯に浸透させた。
  - ① 2010年5月12日～6月14日(34日間)
  - ② 2017年5月18日～5月31日(14日間)
  - ③ 2018年1月29日～2月26日(29日間)
- (2) 放流の許可を受けていない雨水専用排出口からの処理水、中水の放流行為  
浄化センターで処理された処理水の一部について、自主水質管理基準を満たしていたものの、放流の許可を受けていない雨水専用排出口から放流した。また、浄化センター前の修景池へは繁茂対策として恒常的に10m<sup>3</sup>/日程度の中水の給水を行っており、池の壁面から越流した中水を雨水専用排出口より放流した。
- (3) 中水の用途外使用  
法の許可申請上、中水は浄化センターから各建物等で使用(トイレ洗浄用)された後、浄化センターに下水として戻す、100%循環をするものとして許可申請、許可されていたが、植栽散水、工事用水等の使用は許可申請しておらず、用途外使用であった。
- (4) 上記行為に伴う汚濁負荷量の測定の不履行  
処理水は放流前の監視槽で常時水質を測定し、汚濁負荷を把握する必要があるが、上記行為により、適切な汚濁負荷の把握を行わなかった。

## 2. 環境への影響について

前項（1）における一部自主水質管理基準を超過した中水の放流に伴う環境への影響について、有識者によるシミュレーションの評価を実施した結果、影響がないことを確認しています。

## 3. 原因

本行為が発生した要因は以下のとおりです。

- (1)当社及び委託先において、規定、許認可の内容・趣旨及び施設の敷設状況について、十分な認識やその共有がなされていなかった。
- (2)本施設の委託業務の管理体制が十分に確立されていなかった。特に、異常発生時の判断及び手順ならびにこれにかかる指揮命令系統が不明確で、さらに運用や対応の記録も適切に保持されていなかった。
- (3)当社において、本施設の設計・施工の一部において、法令違反を誘起しやすい構造上の問題点があることを把握できていなかった。

## 4. 再発防止策について

再発防止策として、ハード面及びソフト面での以下の対策を速やかに実施してまいります。

- 管理体制の見直し、強化および排水処理状態の可視化
- マニュアルの改訂および教育・訓練の充実
- 法令違反の原因となりうる設備構造箇所の使用停止措置および改修
- 許可申請内容の見直しおよび再申請

\*1：関西国際空港で発生するし尿等の汚水を処理するために設置された排水処理施設であり、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、設置許可を受けた、同法に基づく特定施設

\*2：水質汚濁防止法の排水基準、特定施設の設置許可の申請時に届けている放流する処理水の自主水質管理基準、自主水質管理基準を超過した際の数値は以下の通り

期間および放流量	水質汚濁防止法の排水基準 [mg/ℓ]以下	自主水質管理基準値 (瀬戸内海環境保全特別措置 法での届出値) [mg/ℓ]以下	自主水質管理基準の超過 (最大値) [mg/ℓ]以下
2010年5月12日～ 2010年6月14日 1,803[m <sup>3</sup> ]	COD:25/20 T-N:120/60 T-P:16/8	COD:20/11.8 T-N:15/13.1 T-P:1/0.39	COD:14.8 T-N: <b>88.9</b> T-P:0.08
2017年5月18日～ 2017年5月31日 918[m <sup>3</sup> ]	COD:25/20 T-N:120/60 T-P:16/8	COD:19/10 T-N:15/13.1 T-P:1/0.39	COD:17.2 T-N:14.3 T-P: <b>4</b>
2018年1月29日～ 2018年2月26日 309[m <sup>3</sup> ]	COD:25/20 T-N:120/60 T-P:16/8	COD:19/10 T-N:15/13.1 T-P:1/0.39	COD:17.4 T-N: <b>57.2</b> T-P:0.29

・排水基準、自主水質管理基準値は、「許容限度/日間平均」を示す

・自社水質管理基準を逸脱した項目は、「T-N（全窒素量）、T-P（全りん量）」の2項目。（これらは、法で定められている有害物質ではありません。T-N、T-Pは自然界にもともと存在し、大阪湾内の富栄養化防止等の観点から基準値が定められています）

\*3：浄化センターで処理した後、海域に放流せず島内でトイレの洗浄用等、飲用に適さないが上水代替として用いられる水

\*4：浄化センターで処理され、海域に放流される状態の水